平成２９年（フ）第６３６号
埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の13
債務者　徳原昭子こと　卞　　昭子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　破産債権の届出期間　平成30年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１９号
函館市柳町14番21―202号　アルフィーネ柳町
債務者　田川　理奈
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　佑輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６６５号
北九州市八幡西区東王子町12番23―201号
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８１号
北九州市若松区波打町８番18号
債務者　谷口　善和
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５９３号
さいたま市岩槻区大字岩槻6679番地　ＧＲＥＥＮ　ＴＥＲＲＡＣＥ　１階、旧住所さいたま市見沼区深作２丁目33番地36
債務者　白岩パウロこと　シライワ　パウロ　セルジオ
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
茨城県かすみがうら市宍倉6148番地328
債務者　河本久美子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　武揚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
香川県三豊市財田町財田中5363番地40
債務者　近藤　義和
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第５９８号
京都市中京区壬生上大竹町17番地　アーバンハイツ　201、前住所京都市下京区西七条市部町57番地
債務者　乾井　圭太
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２５号
京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町60番地２
債務者　吉田　　明（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　垣田貢仁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８７８号
大阪市淀川区加島１丁目53番１―512号
債務者　来田　　裕
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３４号
宮城県多賀城市町前３丁目３番11号　ザ・スカイ・ファイブ弐番館301
債務者　打越　直樹
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
埼玉県秩父市上影森83番地４
債務者　岸田　高志
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第９０５号
神戸市長田区長田天神町３丁目３番23―502号
債務者　イカリエコサイクルこと　碇本徳太郎
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８７４号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地８号棟402号室
債務者　戸川　夏江
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６６号
北九州市小倉南区上貫３丁目15番41号
債務者　塩崎　　浩
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６８号
北九州市門司区片上町８番１―107号
債務者　谷口　昭子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８６号
北九州市小倉南区朽網西４丁目24番８―201号
債務者　河野　　亮
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部